

公益社団法人北海道理学療法士会 理事及び監事選任規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道理学療法士会(以下「本会」という)の定款第19条に規定する理事及び監事(以下「役員」とする)の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選出方法)

第2条 全道及び道南支部(渡島総合振興局・檜山振興局)、日胆支部(日高振興局・胆振総合振興局)、札幌支部(札幌市)、石狩支部(札幌市を除く石狩振興局)、後志支部(後志総合振興局)、空地支部(空知総合振興局)、道北支部(留萌振興局・上川総合振興局・宗谷総合振興局)、道東支部(オホーツク総合振興局)、十勝支部(十勝総合振興局)、釧根支部(釧路総合振興局・根室振興局)の支部ごとの正会員から選出される。

2 監事定数のうち1名は正会員外の公益法人運営、もしくは会計制度や関係法令など知見を有する学識経験者として、合理的な方法にて選出され、総会で承認を受ける必要がある。

(選挙定数)

第3条 理事候補者選挙定数は、全道10名以上16名以内及び各支部1名で、監事候補者の選挙定数は全道2名以内とする。

(任期)

第4条 理事任期は、定款第23条第1項の規定により2事業年度の最終事業年度の定時総会終結の時までとする。また、監事の任期は、定款第23条第2項の規定により2事業年度の最終事業年度の定時総会終結の時までとする。尚、選任された理事及び監事は、前任の役員の任期終了時よりその任に当たるものとする。

(選挙の時期)

第5条 本会社員により、定款及びこの規定に定めるところにおいて、現任の役員の任期が終了するまでに次期役員候補者の選挙を行わなければならない。

(選挙人の資格)

第6条 選挙人は、4月1日現在での代議員で選挙人名簿を作成する。

(被選挙人の資格)

第7条 役員候補者選挙の被選挙人は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 役員候補者を選出する前年度の3月1日までに正会員として承認され、会費が納入されていること
- (2) 役員候補者を選出する日においても正会員であること
- (3) 被選挙人は、代議員、選挙管理委員の職にある場合は、立候補に先立ち辞任しなければならない。また、地区から選出される理事候補者に立候補するものは、当該被選挙人が所属する支部の正会員でなければならない

(立会人)

第8条 開票に際して、立会人2名程度を置かなければならない。

2 立会人は、正会員の中から選挙管理委員会が選任する。

3 選挙管理委員長は、投票締め切り後、立会人の立ち会いのもとに開票する。

(選挙結果の開示)

第9条 選挙結果については、選挙管理委員会が速やかに公表する。

(異議申立)

第10条 選挙の効力に対し、不服がある選挙人又は候補者は、文書等をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

2 異議申し立ての受付は、開票結果発表日を含め7日以内とする。

第2章 役員候補者の選出

(役員候補者の選出方法)

第11条 役員候補者の選出は、本会代議員による選挙で行われる。

(地区から選出される理事候補者の位置づけ)

第12条 地区から選出される理事候補者は、第2条で定めた支部を単位に正会員から選出されるものである。よって、支部の正会員の意見を等しく反映できる立場の正会員であり、支部役員の推薦を受けることが望ましい。

(立候補受付期間)

第13条 別に定める選挙管理委員会（以下「委員会」という）は、告示後2週間以内の期間で立候補の受付期間を定めるものとする。

(立候補手続)

第14条 役員候補者に立候補するもの、もしくは推薦を受けて立候補するものは、選挙管理委員会へ所定の期日までに立候補の届出を行わなければならない。

(立候補者名簿の公表)

第15条 委員会は、立候補者が届け出た内容に基づき、立候補者名簿を作成し、次の各号について当該支部の代議員に公表しなければならない。

(1) 氏名

(2) 年齢

(3) 会員番号

(4) 所属先

(5) 所信

(6) 略歴（北海道理学療法士会、日本理学療法士協会・学会連合の役員歴等）

(理事及び監事立候補定数未達の場合)

第16条 委員会は、理事及び監事立候補者が定数に満たない場合（全道理事候補者10名未満、地区から選出される理事候補者各支部1名未満、監事候補者2名未満）は、その旨を理事会へ報告する。

2 報告を受けた理事会は、役員を選任が行われる次期定時総会に候補者を推薦する。なお、推薦にあたっては理事・監事が選挙最大定数となるよう不足数を推薦する。

(選挙方法)

第 17 条 役員候補者の選挙は、以下の各号による。

- (1) 直接無記名投票により行われる。
- (2) 投票は、全道区の理事候補者は制限連記投票とし、10 票以上 16 票以内で投票することとする。また、地区から選出される理事候補者及び監事候補者は、完全連記投票とする。
- (3) 定数内で有効投票の上位得票順に当選とする。
- (4) 前号において定数最下位者が複数名ある場合は、くじ引きにて決する。くじ引きの方法については、別に実施要綱で定める。
- (5) 立候補者数が定数と同数の場合は、その支部の立候補者全員について無投票当選とする。
- (6) 役員候補者の選挙定数を超えた立候補者がいた場合、その順位を付けて最大 3 名まで補欠当選者とすることができる。
- (7) 選挙結果に係るデータ等は、第4条に示す役員の任期終了時まで保存する。
- (8) このほか、選挙に必要な事項は、別に実施要綱で定める。

(選挙運動)

第 18 条 立候補者は、委員会が定めた枠内での選挙運動のみ有効とし、具体的な選挙運動の内容については、別に実施要綱に示す。

(選挙広報)

第 19 条 選挙管理委員会は、候補者名、立候補の所信、略歴等の広報を、ホームページ等により行う。

2 立候補者は、前項の他は、公序良俗に反する運動等を行うこと、若しくは関わってはならない。

(選挙違反)

第 20 条 選挙管理委員会は、前条 2 項に抵触すると思われる運動等を確認したときは、当該候補者又は候補者全員に対して下記の処分を行う。

- (1) 嚴重注意
- (2) 戒告
- (3) 選挙権・被選挙権の取り消し

(地区から選出される理事の資格)

第 21 条 その支部の正会員でなくなったとき、代議員又は選挙管理委員になったときに地区から選出された理事は、その資格を失う。

(補欠選挙)

第 22 条 地区から選出される理事に欠員が生じた場合は、可及的早期に臨時総会を開催して、補欠選挙を行わなければならない。

第 3 章 雑 則

(規程の変更)

第 23 条 この規程の改廃は、理事会の議を得て行うものとする。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 3 月 26 日より一部改正して施行する。
- 3 この規程は、平成 23 年 4 月 23 日より一部改正して施行する。
- 4 この規程は、平成 25 年 1 月 20 日より一部改正して施行する。
- 5 この規程は、平成 29 年 3 月 11 日より一部改正して施行する。但し、第 4 条の規定は、平成 29 年 6 月 11 からとする。
- 6 この規程は、「正会員等」を「正会員」へ変更し、令和元年 9 月 8 日より一部改正して施行する。
- 7 この規程は、選挙方法を変更して、令和 3 年 1 月 16 日より一部改正して施行する。
- 8 この規程は、地区から選出される理事立候補定数未達の場合の対応と、選挙方法等を変更して、令和 3 年 3 月 13 日より一部改正して施行する。
- 9 この規程は、「役員」を「役員候補者」へ変更、立会人、選挙結果の開示、異議申立、選挙広報、選挙違反を追加し、立候補手続、立候補者名簿の公表、定数未達の場合、選挙方法を一部変更し、令和 5 年 1 月 21 日より一部改正して施行する。